

スーパーフリーローン（1型・2型：オリコ保証型）要項

名 称		フリーローンモア（月払方式）
対 象 者		申込時満20歳以上完済時満76歳未満で定期収入のある個人
資 金 使 途		特に限定しない。但し、事業性資金を除く。
融 資 形 式		証書貸付方式
融 資 金 額		債務者1人について10万円以上500万円以下（1万円単位） 但し、主婦・パートについては30万円以下とする。
融資実行日		当組合所定の日とする。
返 済 方 法		元利均等毎月返済又は元利均等毎月返済と元利均等半年毎増額返済の併用のいずれかとする。但し、半年毎増額返済の元金合計は、融資金の50%以内（1万円単位）とする。
返 済 日		当組合所定の日とする。
融 資 利 率		当組合所定の利率とする。
保 証 料		ファーストレート（1型）・・・年3.0% セカンドレート（2型）・・・年6.0% 但し、ファースト・セカンドレートは各顧客の信用状態に応じて、保証会社が審査時に決定するものとする。 尚、保証料率は当組合・オリコの協議のうえ変更できるものとし、その際には別途変更覚書を取り交わすものとする。
融 資 期 間		10年以内
連帯保証人		原則不要とする。但し、乙が必要と認めた場合には徴求する。
繰上返済		貴組合所定の方法とする。
取 扱 店		貴組合の全店とする。
必要書類	本人確認資料	取引時確認書類に必要な書類（写し） 顔写真付き確認書類の場合1通、顔写真なしの場合2通の原本提示を受ける方法に基づき取り扱う。
	所得証明	<u>原則不要とする。</u> 但し、300万円超または、乙が必要と認めた場合は徴求する
	資金使途証明	<u>原則不要とする。</u> 但し、乙が必要と認めた場合は徴求する。

- ・平成20年4月1日 制定
- ・平成23年5月2日一部改正
- ・平成26年6月2日一部改正

- ・平成28年11月1日一部改正
- ・令和4年3月1日一部改正